

○特許庁告示第五号

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第四条の八第三項の規定に基づき、特許庁長官が定める光ディスクへの記録方式を次のように定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年二月二十三日

特許庁長官 伊藤 仁

商標法施行規則の規定に基づく光ディスクへの記録方式

1. 媒体 提出される光ディスクは、日本工業規格 X 6282又は X 6249に適合する直径120mmのものでなければならぬ。

2. ファイル形式及びサイズ

(1) 光ディスクに記録されるファイルは、MP3 (MPEG audio Layer-3) によるものでなければならぬ。

(2) 光ディスクに記録されるファイルのサイズは、5メガバイト以下とする。

3. ファイル名等

(1) 1つの光ディスクには1出願分の1つのファイルのみを、1つのファイル名で記録しなければならない。

(2) ファイル名は、出願番号の数字、あるいは出願番号の通知がされていないときには出願人の氏名又は名称及び必要に応じてその出願の願書に記載した整理番号、国際商標登録出願にあつては国際登録の番号の数字及びローマ字を用いて「○○○○○○○○○○. MP3」（例えば出願番号が商願2015-123456の場合は「2015123456.MP3」、出願人の氏名又は名称を用いる場合は「商標太郎.MP3」）とする。

4. ラベル等 光ディスクのデータ記録面と反対側の面（いわゆる「ラベル面」）に「商標法第5条第4項の物件」との表題を記し、さらに下記の項目に関する事項を記載しなければならない。記載する際には、各項目名に続いて、各項目に関する事項を記載する。

(1) 「事件の表示」（出願番号、あるいは出願番号の通知がされていないときには「平成〇年〇月〇日提出の商標登録願」及び整理番号、国際商標登録出願にあつては「国際登録第〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」、さらに、手

続補正書により光ディスクを提出する場合には、出願番号等に加え、「平成〇年〇月〇日付け補正書」のように記載し、手続を特定すること。）

(2) 「出願人の氏名又は名称」